



短期入所事業利用のしおり



東京都東村山福祉園は、児童福祉法に基づく知的障害児の入所施設で、知的障害が重いため介助度が高く、常時医学的な配慮を必要とする児童を対象として、児童の自立支援、生命の安全、行動障害の軽減及び調和のとれた発達を図るために昭和47年4月1日に設置されました。短期入所事業は、平成15年度より一時的に施設に入所し、生活に必要な支援を受けるサービスとして実施しています。



東京都社会福祉事業団

社会福祉法人東京都社会福祉事業団

東京都東村山福祉園

〒189-0012 東京都東村山市萩山町1丁目35番地1

電話 042(343)8141 (代表)・FAX 042(343)8145

メールアドレス mail@higashimurayama-f.org

ホームページアドレス

<http://higashimurayama-f.org>



I 事業の内容



1 定員 10名

2 対象となる方

愛の手帳（2度または1度）をお持ちの方で「障害福祉サービス受給者証」（区市町村から決定を受けたもの）にて短期入所サービスを支給されている方。

3 利用期間

「障害福祉サービス受給者証」記載の支給量（日数）以内の期間、ご利用いただけます。

18歳以上（特別支援学校高等部在学中の方は除く）の方については、春季、夏季、冬季の学校休業期間及び5月の連休期間は、ご利用出来ません。

なお、連続してご利用できる期間は、最長3ヶ月間です。

4 申込み方法

お住まいの区市町村障害福祉担当課で、「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた後、当園に電話あるいは直接、入園希望日をご連絡ください。

申し込み受付は、午前9時～午後5時です（正午～午後1時を除く）。なお、土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）は受付をしておりませんので、ご了承ください。

5 契約について

入園希望日を連絡の後、事前に「利用契約書」及び「重要事項説明書」を取り交わします。

★事前見学について

当園を初めて利用される場合、施設の状況を詳しく理解していただいた上でのご利用をお勧めしています。

見学希望日については、平日の午前10時～11時、午後1時～4時の間で、候補日を2日あげていただいた上で、調整しご連絡します。

なお、見学していただいた棟を実際に利用できるわけではありませんので、ご了承ください。

II ご利用の際の手続き（手続きには一時間程度要します。）



1 入園時間については、原則、平日の午前9時30分～11時、午後1時～4時です。

2 当日は、保護者同伴で予約の時間にご来園ください。（時間が変更になる場合は、必ず事前にご連絡ください。）来園しましたら、受付にお名前と入園する旨をお伝えください。

* 保護者の方が当日来園できない場合

- (1) 契約の手続きを事前に行いますので、前日までの平日にご来園ください。
(あらかじめ日時をご連絡ください。)
- (2) 事前にいらっしゃる事が難しい場合は、ご本人の状況を詳しく把握している方に、契約の手続きを依頼することも可能ですが、その際は必ず委任状を作成し、当日来られる方にお預けください。

☆次の手続きをいたします。

- 3 ご利用時に健康推進科で、健康チェックをいたします。
健康チェックの内容は、おおむね以下のとおりです。
 - ・検温
 - ・問診
 - ・その他
- 4 生活棟で保護者の方に、支援に必要なお話（普段の生活の様子等）をお伺いし、利用者本位の生活が送れるよう支援してまいります。
- 5 契約手続きを行います

<重要> ご利用いただけない場合

あらかじめお申し込みをいただいても、以下の場合にはご利用いただくことができません。

ご利用当日にお断りすることもありますので、ご了承ください。

1 利用するご本人が、利用を強く拒絶されている場合

* 当日、ご本人の拒絶が強く、入所が困難だと考えられる場合、利用をお断りすることがあります。あらかじめ当園を利用することについて、ご本人へ説明し、理解を得た上でのお申し込みをお願いします。

2 風邪、発熱、感染症等の症状が見られる場合

* 当日医師が診断し、ご利用いただけるかどうかを判断します。

3 園内で感染症（インフルエンザ、ノロウイルス、マイコプラズマ等）が集団発生している場合

* 発生が小規模な場合であれば、ご利用いただけることもありますが、その際は、ご利用後に発症する可能性があることについて、ご理解をいただいた上でご利用いただくこととなります。

4 入園後に著しい体調変化があり、利用を継続することが困難だと医師が判断した場合は、退園予定日を待たずにお引き取りいただく場合もあります。

Ⅲ ご利用に必要なもの



1 お持ちいただくもの

- (1) 愛の手帳等
- (2) 障害福祉サービス受給者証
- (3) 健康診断書

有効期限3ヶ月以内のものです。なお、「健康診断書」は、発行までに約2週間程度かかりますので、ご注意ください。

血液検査（HBs 抗原、HCV 抗体）

※「健康診断書」を当日お持ちになれない場合は、ご相談ください。

- (4) 母子健康手帳（既往症・予防接種の状況等を伺います。）
- (5) 印鑑
- (6) 健康保険証・各種医療費助成の受給者証
- (7) 顔写真（スナップ写真可）
- (8) 短期利用者持ち物表（別紙）

2 お預かりするもの

- (1) 愛の手帳等
- (2) 障害福祉サービス受給者証
- (3) 必要な衣類等（お持ちいただく物を「短期利用者持ち物表」にご記入ください。）

ア 衣類等は必ず記名してください

衣類については丁寧に扱っておりますが、集中クリーニングによる熱乾燥のため、若干の傷みがでる場合があります。ご了承ください。

イ 衣類の枚数・種類は、ご利用の期間やお子様の状態に合わせてご用意ください。

○普段着（シャツ・ズボン・トレーナー・下着・靴下等）《適宜》

○上衣（ジャンパー等）《適宜》

○パジャマ 《適宜》

○内履き 《1足》

ウ 洗面用具（プラスチック製コップ・歯ブラシ・髭そり）

エ 利用する方の状況に応じて車椅子・保護帽・生理用品・紙おむつ等

オ （必要に応じて）水着・水遊びパンツ（夏季7月中旬から9月中旬にプールを利用する場合があります。）

- (4) お薬

お薬を服用されている方は、医師の処方箋のコピー及び必要な分量のお薬を、朝・昼・夕食後、就眠時など1回分ごとに分包してご持参ください。また、予備薬を最低1日分ご持参ください。



IV 健康管理

1 日常の健康管理

園内診療所において、利用する方の健康管理及び適切な医療の提供に努めます。

2 けが等の対応

園では利用する方の病気・事故等の予防に最大限の努力をしておりますが、多くの方が集団生活する中で、怪我をされる場合がないとも限りません。できるだけ個人保険（A I U保険等）にご加入されるようお願いいたします。

3 医療機関での受診

入園後、利用する方が体調を崩された場合、当園の医師が診察する他、利用する方の状態によっては、外部の医療機関に受診する場合がありますので、ご了承ください。

V ご利用に要する費用



1 利用する方の日頃の生活を維持するということで、ご使用を予定される費用について、現金をお預かりします。

(1) お小遣い

(2) 被服・日用品等（契約書第11条）にかかる経費

(3) その他（行事参加費、万が一の医療費等）

2 東京都にお支払いいただく経費（納入通知書による納付）

(1) 利用者負担金は、「障害福祉サービス受給者証」記載の単価区分による負担額に、その月の利用日数を乗じた金額です。

(2) 食事代

施設を利用した期間中の食事代金を下記のとおりいただきます。ただし、食事提供加算対象者に該当する方には減額制度があります。

・朝食（1食）270円（100円）

・昼食（1食）650円（230円）

・夕食（1食）650円（230円）

(3) 滞在費（光熱水費）

施設を利用した場合、下記のとおりいただきます。

・1日 70円

上記経費については、利用月の翌月に、東京都から「納入通知書」が発行されますので、金融機関にて納付してください。



VI お帰りの際の手続き

- 1 退園時間については、原則、午前9時～11時、午後1時～4時です。
- 2 当日は来園しましたら、受付にお名前と退園する旨をお伝えください。次の手続きをいたします。
 - (1) お預かりした物品の返還
 - ア 愛の手帳等
 - イ 障害福祉サービス受給者証
 - ウ 衣類等
 - (2) 費用の清算
 - ア 預り金の精算
- 3 印鑑をご持参ください。
- 4 保護者の方が当日来園できない場合は、
ご本人の状況を詳しく把握している方に、上記の手続きを依頼することも可能ですが、その際は必ず委任状を作成し、当日来られる方にお預けください。

 **ご利用につきましては**

《事業推進係・TEL 042(343)8143》 **にお問合せください。**